

○国土交通省告示第千六百六十七号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号イ及び第二号イの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年九月十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する告示

（プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第一条 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第十四第二号イ中「第三号イ」を「第四号イ」に改める。

（建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部改正）

第二条 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物のうち、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。

- 一 地階を除く階数が三以下及び高さが十六メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからニまで（薄板軽量形鋼造の建築物にあつてはイ（1）を除く。）又はニ、屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつてはイ又はニ）のいずれかに該当するもの以外のもの

イ・ロ（略）

ハ 次の(1)から(5)までに該当するもの

(1) (3) (略)

- (4) 柱及びはりに炭素鋼を用いる場合にあつては、次の表の(イ)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、幅厚比（円形鋼管にあつては、径厚比とする。）が同表の(ロ)欄に掲げる数値以下の数値となることが確かめられたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき、鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられたもの

(表 略)

- (5) 柱及びはりにステンレス鋼を用いる場合にあつては、次の表の(イ)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、H形鋼にあつては同表の(ロ)欄に掲げる式によって計算した数値が一以下になることが、角形鋼管の幅厚比及び円形鋼管の径厚比にあつてはそれぞれ同欄に掲げる数値以下の数値となること、それぞれ確かめ

改正前

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物のうち、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。

- 一 地階を除く階数が三以下及び高さが十六メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからニまで（薄板軽量形鋼造の建築物にあつてはイ（1）を除く。）又はニ、屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつてはイ又はニ）のいずれかに該当するもの以外のもの

イ・ロ（略）

ハ 次の(1)から(6)までに該当するもの

(1) (3) (略)

- (4) 柱及びはりに炭素鋼を用いる場合にあつては、次の表の(イ)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、幅厚比（円形鋼管にあつては、径厚比とする。）が同表の(ロ)欄に掲げる数値以下の数値となることが確かめられたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき、鋼材に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられたもの

(表 略)

- (5) 柱及びはりにステンレス鋼を用いる場合にあつては、次の表の(イ)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、H形鋼にあつては同表の(ロ)欄に掲げる式によって計算した数値が一以下になることが、角形鋼管の幅厚比及び円形鋼管の径厚比にあつてはそれぞれ同欄に掲げる数値以下の数値となること、それぞれ確かめ

られたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき、鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられたもの

(表 略)

二  
(略)

二  
十  
(略)

られたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき、鋼材に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられたもの

(表 略)

二  
(略)

二  
十  
(略)

(構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)

第三条 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成十九年国土交通省告示第五百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二第二項第二号中「鉄筋コンクリート造」を「鉄筋コンクリート」に改める。

(許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件の一部改正)

第四条 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件(平成十九年国土交通省告示第千二百七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。</p> <p>一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす場合にあつては、次のイ及びロに該当するものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(2)の規定を満たすもの</p> <p>二（略）</p> <p>三 地階を除く階数が三以下及び高さが十六メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ハの規定を満たす場合にあつては、次のイ及びロに該当するものであること。</p> <p>イ 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ハの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの</p> <p>ロ イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの</p> <p>(1) 令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によ</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。</p> <p>一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす場合にあつては、次のイ及びロに該当するものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(1)の規定を満たすもの</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p>

- つて構造耐力上安全であることが確かめられたもの
- (2) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(2)の規定を満たすもの

四六 (略)

令第三十六条の二第四号に掲げる建築物のうち、木造又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物にあつては、次のイ及びロに該当するものであること。

イ 建築物の上層部分を木造又は鉄骨造とし、かつ、当該部分以外の建築物の部分を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としたものであつて、木造又は鉄骨造とした上層部分(以下この号において「上層部分」という。)の階数が当該建築物の階数の四分の一以上であるもの

ロ 次の(1)から(6)までに定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたもの

- (1) 令第八十二条の六第一号及び第二号ロに定めるところによること。
- (2) 昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第一から第三まで(第三二号を除く。)に定めるところによること。
- (3) 次の式によつて計算した上層部分の各階の剛性率が、それぞれ十分の六以上であること。

$$R_{su} = \frac{r_{su}}{\bar{r}_{su}}$$

この式において、 $R_{su}$ 、 $r_{su}$ 及び $\bar{r}_{su}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $R_{su}$  上層部分の各階の剛性率
- $r_{su}$  上層部分の各階の層間変形角の逆数
- $\bar{r}_{su}$  上層部分についての $r_{su}$ の相加平均

- (4) 次の式によつて計算した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コ

三五 (新設) (略)

ンクリート造とした上層部分以外の建築物の部分（以下この号において「下層部分」という。）の各階の剛性率が、それぞれ十分の六以上であること。

$$R_{sb} = \frac{r_{sb}}{\bar{r}_{sb}}$$

この式において、 $R_{sb}$ 、 $r_{sb}$ 及び $\bar{r}_{sb}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $R_{sb}$  下層部分の各階の剛性率
- $r_{sb}$  下層部分の各階の層間変形角の逆数
- $\bar{r}_{sb}$  下層部分についての $r_{sb}$ の相加平均

(5) 次の式によって計算した下層部分の剛性の上層部分の剛性に対する比率が十五以上であること。

$$R_{sb/su} = \frac{\bar{r}_{sb}}{\bar{r}_{su}}$$

この式において、 $R_{sb/su}$ 、 $\bar{r}_{sb}$ 及び $\bar{r}_{su}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $R_{sb/su}$  下層部分の剛性の上層部分の剛性に対する比率
- $\bar{r}_{sb}$  (4)に規定する $\bar{r}_{sb}$ の数値
- $\bar{r}_{su}$  (3)に規定する $\bar{r}_{su}$ の数値

(6) 上層部分のうち最も低い位置に存する階について、昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第三の規定により計算した $\alpha_i$ の数値が百分の二十五以上であること。

(地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件の一部改正)

第五条 地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件(平成二十五年国土交通省告示第千四十六号)の一部を次のように改正する。

第一第一項第五号ロ中「第一号イ又はロ」を「第一号イ、ロ又はハ」に改める。

(建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件の一部改正)

第六条 建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件(平成二十七年国土交通省告示第百八十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。

一（略）

二 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合し、かつ、当該建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす場合にあっては、次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ（略）

ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1)（略）

(2) (1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、次の(i)及び(ii)に該当するもの

(i)（略）

(ii) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(2)の規定を満たすもの

三（略）

四 地階を除く階数が三以下及び高さが十六メートル以下である鉄骨造の建築物が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合し、かつ、当該建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ハの規定を満たす場合にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 第一号イ及びロに定める基準に該当するもの

改正前

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。

一（略）

二 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合し、かつ、当該建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす場合にあっては、次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ（略）

ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1)（略）

(2) (1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、次の(i)及び(ii)に該当するもの

(i)（略）

(ii) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(1)の規定を満たすもの

三（略）

（新設）

四 地階を除く階数が三以下及び高さが十六メートル以下である鉄骨造の建築物が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合し、かつ、当該建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ハの規定を満たす場合にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 第一号イ及びロに定める基準に該当するもの

ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

- (1) 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ハの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの
- (2) (1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、次の(i)及び(ii)に該当するもの
  - (i) 令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの
  - (ii) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(2)の規定を満たすもの

五・六  
(略)

四・五  
(略)

## 附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。